## ○ 預金保険法施行規則(昭和四十六年大蔵省令第二十八号)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改 正 前
(決済債権者)	(決済債権者)
第二十四条の二 法第六十九条の四第一項に規定する内閣府令・財	第二十四条の二 法第六十九条の四第一項に規定する内閣府令・財
務省令で定める者は、法第百二十六条の二第二項第一号に規定す	務省令で定める者は、法第百二十六条の二第二項第一号に規定す
る外国銀行支店、農林中央金庫及び資金決済に関する法律(平成	る外国銀行支店及び農林中央金庫とする。
二十一年法律第五十九号)第二条第三項に規定する資金移動業者	
とする。	